

高知県公安委員会告示生企第15号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月29日

高知県公安委員会委員長

前田 みか

別表のとおり

別表

申請者	製造業者名	遊技機の種類、型式名及び検定番号	検定の有効期間
愛知県一宮市高田字池尻1番地 株式会社グレードワン 代表取締役 磨檜 博文	左同	回胴式遊技機 LBマジカルハロウィンGS 5S0467	告示の日 から3年 間
東京都台東区東上野一丁目1番14号 株式会社大都技研 代表取締役 木原 海俊	左同	回胴式遊技機 LB/シェイクボーナストリガー/ A1 530293	告示の日 から3年 間
東京都渋谷区南平台町16番17号 株式会社スパイキー 代表取締役 栢森 秀行	左同	回胴式遊技機 L 荒野のコトブキ飛行隊SS 5S0846	告示の日 から3年 間
栃木県佐野市伊勢山町字伊勢山西 1915番地 株式会社A-gon 代表取締役 金子 亮太	左同	ぱちんこ遊技機 PAGOGO富士山T 5P0026	告示の日 から3年 間